

食品の期限表示に関する検討の進め方

平成 22 年 7 月
消費者庁

食品の期限表示に関する意見募集の結果を踏まえ、今後、消費者庁では、以下のような論点を中心に、学識経験者や事業者・消費者の方々に参加いただいて意見交換会を実施するなどしつつ、検討を進めていくこととしたい。

(1) 食品事業者による期限設定の根拠の明確化

< 問題意識 >

期限の設定は、食品事業者が、科学的・合理的な根拠に基づき行うこととされているが、実際には、制度の趣旨を十分理解せずに期限表示を付している例が見られるのではないかと。

また、このような事業者の理解不足が、科学的・合理的な根拠に基づかず、漫然と期限表示の貼り替えを行うといった問題が生ずる要因となっているのではないかと。

< 検討の方向性 >

期限設定に必要な科学的根拠の再確認

- ・ 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」(平成 17 年 2 月)の内容が事業者に使いやすいものとなっているかどうかを再精査し、事業者団体による業態別の期限設定マニュアルの策定の促進等を行う。

期限の再設定に関するルールの明確化

- ・ どのような場合に期限の再設定が可能となるのかを類型化し、再設定を行う際のマニュアルの整備等を行う。

消費者に対する情報提供

- ・ 期限設定の根拠となる情報を消費者へ提供する取組を推進する。

(2) 消費者にわかりやすい期限表示に向けた取組

<問題意識>

我が国の期限表示については、平成7年に、国際規格との整合性をとって製造年月日表示を期限表示に変更し、平成15年には、「賞味期限」と「消費期限」に統一したところ。

しかしながら、「賞味期限」と「消費期限」の違いが消費者に周知徹底されず、このことが、賞味期限を過ぎた食品が、まだ食べられるにもかかわらず廃棄される要因となっているのではないか。

この他、消費者にわかりやすい期限表示という観点からの工夫が求められているのではないか。

<検討の方向性>

消費者にわかりやすい期限表示の工夫の促進

- ・ 「賞味期限」と「消費期限」の違いを消費者に理解してもらうため、容器包装への追加説明の記載等を推進する。
- ・ 期限表示が未開封状態を想定していることを明確にするために追加表示を行うことや、外装を開封した後の取扱いを明確にするために注意表示文書の添付や個包装への表示を行うこと等の工夫を促進する。

賞味期限を過ぎた食品の取扱いの周知の促進

- ・ 賞味期限を過ぎた食品の取扱いを消費者自らが判断できるよう、参考となる事例の提供等を行う。